



# 令和8年度 川西町会計年度任用職員 募集案内

次のとおり令和8年度（4月採用）の会計年度任用職員を募集します。

## 【会計年度任用職員とは】

一会計年度内（4月1日から翌年3月31日の間）を任期として任用される非常勤の地方公務員です。具体的な職種は別表をご覧ください。

## 【勤務条件】

会計年度任用職員には、給料（報酬）や交通費のほか、勤務日数や勤務時間などの一定の条件を満たした職員に手当（ボーナス）等を支給します。

また、勤務日数や時間に応じて年次有給休暇や各種特別休暇を付与します。

詳細については、3ページ【勤務条件詳細】をご覧ください。

## 【募集にあたっての共通事項】

- 募集する職とその詳細は、別表をご覧ください。
- 任用期間は、1会計年度（4月～翌年3月）を基本としますが、職によっては、短期間のものがありますのでご確認ください。
- その職が必要とする学歴や前歴（経験年数）を有している場合には、別表の職に定められている給料（報酬）の範囲内で加算を行います。
- 応募資格

応募職種の必要資格等を満たす方で、以下の欠格事項に該当しない方

- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 【申し込み手続及び受付期間】

**受付期間：令和8年2月3日（火）～令和8年2月24日（火）※必着**

- (1) 選考申込書の配布

受付期間中に町ホームページからダウンロード又は川西町総務課で交付します。

## (2) 選考申込書の提出

上記の受付期間中（土日祝日等の閉庁日を除く、8：30から17：15まで）に、以下の必要書類を川西町総務課に持参（代理人可）又は郵送で提出ください。  
(2月24日必着)

### 《必要書類》

- ・ 川西町会計年度任用職員採用選考申込書 1部

※現在、本町の会計年度任用職員として任用されており、3月31日まで任用期間があり、引き続き同職種の継続（必ずしも希望する配属先にならない場合があります。）を希望される方は、「川西町会計年度任用職員採用選考申込書（継続任用希望）」を使用してください。

- ・ 資格や免許が必要な職種は資格証明書や免許証のコピー 1部

## (3) 留意事項

- ・ 特に記載のない限り年齢制限はありません。
- ・ 申込書に不備がある場合は、受付できません。
- ・ 受付後の申込書は返却いたしません。

## 【選考試験実施スケジュール等】

選考は、書類選考と面接試験（書類選考合格者のみ）で行います。

書類選考	2月25日～
面接試験	3月上旬～3月中旬

- ※ 面接試験の案内は、書類選考合格者にのみ連絡します。
- ※ 最終合格者は、3月中旬までに連絡します。
- ※ 応募者数等によりスケジュールが変更になる場合があります。

## 【お問い合わせ】

募集についての問い合わせ、申込書の請求、選考申込書の提出先は

川西町総務課 総務係

〒999-0193 山形県東置賜郡川西町大字上小松977番地1

TEL 0238(42)6610（直通） FAX 0238(42)2724

E-mail [kawasomu@town.kawanishi.yamagata.jp](mailto:kawasomu@town.kawanishi.yamagata.jp) までお願いします。

## 勤務条件詳細

※次の勤務条件は、条例改正等により変更になる場合がありますので、ご了解ください。

条件等	内 容
給料・報酬	その職が必要とする学歴や前歴（経験年数）を勘案し、それぞれの職の範囲内で支給します。
交通費（通勤手当相当費用）	自動車等を用いて片道 2km 以上を通勤する場合は、職員の支給基準に準じて通勤手当相当額を支給します。
手当（ボーナス）	基準日（毎年度6月1日、12月1日）に任用されており、任用期間や勤務時間等の要件を満たす会計年度任用職員には、手当（期末手当、勤勉手当）を年2回支給します。 ※勤務期間、勤務時間等により減額されますので、ご注意ください。（4月からの新規採用であれば、6月期は3割支給となります。）
時間外勤務、休日勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じた場合（週休日を含む。）には、その超えた勤務時間に対して支給します。
休暇等	任用される期間や勤務時間に応じて、年次有給休暇、有給の特別休暇（忌引休暇、夏季休暇、産前・産後休暇）、無給の特別休暇（私傷病、看護・介護休暇等）が付与されます。
社会保険等	任用される期間や勤務日数・勤務時間に応じて、厚生年金、雇用保険、市町村共済組合等に加入していただきます。
地方公務員法の適用	地方公務員法の服務に関する各規定（信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）等が適用されます。 また、フルタイム勤務の方が営利企業等に従事する場合には、許可を得る必要があります。 服務に違反した場合は、懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）が課せられます。
災害補償	勤務場所等に応じて、労働者災害補償保険制度又は川西町議会の議員その他非常勤の勤務の公務災害補償等に関する条例による補償のいずれかにより補償されます。